平成２３年（フ）第２２２号
岐阜市南鵜３丁目24番地１
債務者　鷲見　勝志
１　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　栗山　　知
４　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月13日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２３６号
岐阜県大垣市荒川町302番地１　ヘスティアＣ102
債務者　山田　知之
１　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　幅　　隆彦
４　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月13日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２５０号
岐阜市万代町２丁目11　エントピアＴＡＮＡＫＡ102、住民票上の住所岐阜市御手洗390番地１
債務者　伊藤　英門
１　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鷲見　和人
４　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月20日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２５１号
兵庫県西宮市段上町８丁目８―27　Ｃアミーユ甲東園114号、住民票上の住所岐阜市御手洗390番地１
債務者　伊藤とき子
１　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鷲見　和人
４　破産債権の届出期間　平成23年７月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月20日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６０７号
神戸市垂水区泉が丘５丁目１―９ロイヤル垂水泉が丘201、住民票上の住所神戸市須磨区菅の台２丁目１番地17号棟403号
債務者　矢野美知子
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
４　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月25日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２３号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―411号
債務者　一柳　浩明
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須山幸一郎
４　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２５号
神戸市長田区長楽町４丁目１―６、住民票の住所神戸市東灘区住吉台４番４―701号
債務者　合田由希子
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　玲子
４　破産債権の届出期間　平成23年７月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９７号
兵庫県姫路市西庄甲34番地１　玲巧ハイツ３―203号室
債務者　山本　武二
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹嶋　健治
４　破産債権の届出期間　平成23年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５２号
北海道士別市東１条北２丁目１番地２　瑞穂マンション２階12号室
債務者　佐々木春美
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　万字　　達
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月27日午後４時20分
５　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４４号
岩手県一関市東五代６番15―３号、前住所岩手県花巻市湯口字志戸平14番地１　イーハトーブ介護リハビリセンター
債務者　阿部　彩花
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４５号
岩手県一関市三関字神田19番地１　２号
債務者　小野寺恵美
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第４６号
岩手県一関市大東町鳥海字小谷37番地
債務者　伊東もり子
１　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２１２号
函館市上野町24番11号
債務者　中杉千津子
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
函館地方裁判所